

安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

安芸高田市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(定義)	(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ (略)

(3)から(9)まで (略)

第 3 条から第 5 条まで (略)

第 2 章から第 6 章まで (略)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ (略)

(3)から(9)まで (略)

第 3 条から第 5 条まで (略)

第 2 章から第 6 章まで (略)

## 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。